

令和元年10月理事会議事録

- 1 開催日時 令和元年10月28日（月） 15時00分 ～ 15時46分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者

理 事 長	神 田 裕 二
専 務 理 事	三 好 昌 武
公 益 代 表 理 事	清 谷 哲 朗
同	築 瀬 博 章
保 険 者 代 表 理 事	高 橋 直 人
同	鳥 海 孝 治
同	長 尾 健 男
同	鈴 木 茂 明
被 保 険 者 代 表 理 事	木 暮 弘
同	吉 田 直 浩
同	伊 藤 彰 久
診 療 担 当 者 代 表 理 事	中 川 俊 男
同	松 本 吉 郎
同	松 本 純 一
同	遠 藤 秀 樹
保 険 者 代 表 監 事	内 田 好 宣
被 保 険 者 代 表 監 事	田 中 伸 一
診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
常 任 顧 問	助 川 正 博
- 4 議 題
 - 1 議 事
公益代表監事の選任（案）
 - 2 報告事項
 - (1) 基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰
 - (2) 支部総合監査結果報告（令和元年度上半期）
 - 3 定例報告
 - (1) 令和元年8月審査分の審査状況
 - (2) 令和元年10月審査分の特別審査委員会取扱状況
 - (3) 令和元年9月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

議事録署名者として長尾理事、松本純一理事に願います。

本日の理事会は、被保険者代表の木村理事が欠席である。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、15名の出席を確認しているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

まず、先般の台風15号、19号及び先週25日の豪雨により、多くの方がお亡くなりになり、また多くの方が被災されている。お亡くなりになった方々には、心からお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

議題に入る前に、今回の「令和元年台風15号に係る請求状況及び台風19号に係る診療報酬等の取扱い」について、事務局から報告する。

-----事務局から説明-----

「令和元年台風15号に係る請求状況及び台風19号に係る診療報酬等の取扱い」について、台風15号の影響で8月診療分が請求されなかった医療機関等の10月における請求状況を報告した後、台風19号により災害救助法が適用された自治体での一部負担金等の取扱いを説明。

(理事長)

ただいまの台風に関する請求状況と診療報酬等の取扱いについて、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

それでは、議題に入りたいと思う。

議事「公益代表監事の選任（案）」について、事務局からお諮りする。

-----事務局から資料説明-----

後任の公益代表監事について、民間から適任者の人選に努力した結果、監事の職務内容の要件にある「財務状況や会計状況の適切な監査を実施するための業務経験の有無等」、「支払基金規模の組織に対し、的確に監査業務を遂行できる十分な能力及び経験」や「法人経営の効率化、透明性の

確保など経営改革を実現するため、的確に意見を提出することができる十分な能力」を有する谷本忠和氏を監事候補者として提案。

また、役員選考委員会の委員に、履歴書と職務経歴書により事前にご確認いただき、当該候補者で異存がない旨の回答をいただいていることを併せて報告。

（理事長）

それでは、公益代表監事の選任について、前回の理事会において支払基金で選定をさせていただくということでご了解をいただき、候補者のご説明をさせていただいたが、この件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

（診療担当者代表理事）

確認をさせていただきたいのだが、これから決定するのか。それとも、決まったから報告いただいたと解釈すればいいのか。

（理事長）

理事会の議決を経た上で、手続としてはこの後、厚生労働大臣の認可の手続ということになる。

（診療担当者代表理事）

この方が適任でないというつもりは全くないが、良い人材がいるのであれば、なぜ、最初から応募してもらうようにできなかったのかと思う。

（理事長）

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

（保険者代表理事）

今回公募を二回行ったにもかかわらず、ふさわしい方が見つからなかったことや常勤監事をいつまでも空席にしておくわけにもいかないし、監査業務に支障が出てきかねないということで、やむを得ない措置と思う。

しかしながら、監事という役職は、理事長にも意見を言わなくてはいけないので、やはり公募によって選ばれるのがふさわしいと思う。

これからの選任についてはやはり公募による手続の上で、役員選考委員会の方々の面接を受けていただくというのが一番公平性を保たれると思うので、次回からこのようなことがないように、ご検討いただきたい。

(理事長)

前回の理事会で、原則として役員については公募で選任するということは申し上げてきているところではあるが、今回二度公募をして適任者が得られなかったということで、前回の理事会でご了解をいただいた上で、例外的にこのような措置をとらせていただいたということなので、原則として公募で選任するように努力していきたいと考えている。

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

それでは、谷本氏を公益代表監事に選任してよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、谷本氏を公益代表監事に選任することとする。

なお、役員の選任については、厚生労働大臣の認可が必要となるので、認可申請を行うこととする。

また、補欠役員の任期は、前任者の残任期間となっていることから、谷本氏の任期については、令和2年12月9日までとなる。

次に、報告事項(1)「基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰」について報告する。

令和元年度の厚生労働大臣による支払基金関係功績者の表彰式については、去る10月16日に厚生労働省において滞りなく執り行われ、47支部の審査委員73名と特別審査委員会の元審査委員13名の計86名の方々が表彰された。

被表彰者の内訳については、審査委員長5名、副審査委員長6名、医療顧問4名、主任審査委員24名、一般審査委員47名となっている。

なお、医科、歯科別では、医科76名、歯科10名となっている。

被表彰者の氏名等については、青色のインデックスの資料No.1の「令和元年度厚生労働大臣表彰被表彰者名簿」を添付しているので、ご覧いただければと思う。

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

(理事長)

次に、報告事項(2)「支部総合監査結果報告（令和元年度上半期）」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「支部総合監査結果報告（令和元年度上半期）」について、各支部の4部門（庶務・経理・業務・審査）の平均点数を算出し総合評価を行った結果と主な検知事項（指摘事項の再発、通知等のルールに反した行為、審査結果理由の明確化の不徹底）を報告。

（理事長）

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

（診療担当者代表理事）

スライド8ページにSからDまでの評価の目安が記載されているが、Dというのはどこの支部なのか。

（事務局）

D評価の支部はない。

（診療担当者代表理事）

点数の配分がよく分からないので何とも言えないが、パソコンの不適切な管理や審査結果理由を明確に記載できていない職員がいる支部が7支部監査して6支部あるのに、2支部がA評価とはどういうことなのか。

（事務局）

チェックシートを作成しており、そのシートの項目について100点満点から減点方式で算出した結果、B評価の点数までいかなかったことから、A評価ということになる。

（診療担当者代表理事）

つまり、不適切であってもA評価の支部があるということか。

（理事長）

実は、それぞれの部門ごとに200項目とかいうチェック項目があり、一つ不適切な項目があっても、減点方式なのでA評価に該当するということかと思う。

（保険者代表理事）

スライド8ページについてだが、これは評価の目安だと認識しているが、監査側からするとS評価はもちろん問題ないということで、C評価とD評

価を問題視されているという取扱いなのか。

(事務局)

C評価は支払基金の内部監査規程で、部分監査の対象となるという定義にしている。

(保険者代表理事)

先ほどのご説明の中で、新潟支部の庶務部門がC評価になった原因として、改善の指摘を受けておきながら、改善が継続しなかった。そして、その理由が管理職のフォローが中断したから、というように聞こえたのだが、そういう理解で良いのか。

(事務局)

再発防止策がきちんと持続しておらず、また、管理職が改善状況を的確に把握していなかったというのが実情である。その一つの要因が人事異動であり、前任者が行っていた業務について後任者への引継ぎがうまくいっていなかったというような事例であった。

(保険者代表理事)

管理職が確認していなかったというのは、あくまで直接的な原因で、それがなぜ起こったのかという背景を含めた間接的な原因は何なのか。今回は人事異動が背景にあるという話だが、そうした場合の対応の在り方もセットで確認して、この場でご報告いただいた方がいいのではないか。

(事務局)

今後、そのような対応をさせていただきたいと思う。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

最も低い部門の評価をリスクランクとしてS、A、B、C、Dに当てはめているということで、スライド8ページにその目安が記載されているが、それとは違う基準が庶務部門、経理部門、業務部門、審査部門ごとにあるのか。

(事務局)

部門ごとにSからDまでの評価をしている。その中で最も低い評価のも

のが、リスクランクになるということである。新潟支部の場合、庶務部門がC評価であるが、経理部門はA評価で業務部門と審査部門は両方ともB評価ということで、リスクランクは最も低いCの評価となっている。

(被保険者代表理事)

先ほど理事長から、項目がそれぞれの部門ごとに何百項目もあるというお話があったが、庶務部門で100点満点に換算して、95点以上ならS評価であるというような基準を当てはめているということか。

(事務局)

そのとおりである。

(被保険者代表理事)

つまり、それぞれの部門についても評価を行い、一番低いものがリスクランクということで示されていて、スライド6ページの総合評価というのはこの基準に当てはめているわけではなく、4部門を全部足して100点満点に換算をした数字だということか。

(事務局)

総合評価については、4部門の平均点を記載している。

(診療担当者代表理事)

S評価の目安に業務全般と記載されているが、部門ごとにもS評価をするのか。

(理事長)

部門ごとにS、A、B、C、Dで評価するということかと思う。

(診療担当者代表理事)

業務全般でも、部門ごとに評価するのか。

(理事長)

庶務部門、経理部門、業務部門、審査部門ごとということかと思う。

(診療担当者代表理事)

今まで、S評価になった支部はあるのか。

(事務局)

そういった支部はないと思う。

(診療担当者代表理事)

3部門がS評価で、1部門がC評価の場合、一番低い評価のCを公表するのは問題があるのではないかと思う。

(保険者代表理事)

一番低い評価だけでなく、4部門を並べて示してもいいのではないか。一番低い評価だけだと、逆に新潟支部はC評価なので、全てがC評価と思われるかもしれない。

(診療担当者代表理事)

今後は、部門ごとの評価を一覧表にしてはどうか。

(事務局)

今後、4部門を表示するような形で報告させていただく。

(保険者代表理事)

7支部の4部門だと全体で28部門になるわけだが、S評価は幾つあるのか。

(事務局)

S評価とD評価はなくて、C評価もこちらの新潟支部だけである。

(保険者代表理事)

先ほど上司が見落としていたという話があったが、エラーやミスは一瞬のことと人間が続けてする場合があると思う。組織として同じミスを繰り返すのは非常に重大な問題なので、支部内部で徹底されていないのか、それとも、職員一人の話なのかを判別して対応すべきである。

また、支払基金で特に大事なのは個人情報の話だと思う。インターネット接続用パソコンの不適切な管理とあるが、それが個人情報を流出したとなれば大変な話になる。私たちもレセプトを持っているので、その扱いは非常に神経質になっているのだが、個人の名前と病名がセットになって流出して、その方の人生に悪影響を与えたとしたら損害賠償を受けることもあるかもしれない。

したがって、単にミスが何件ではなくて、非常に重大になるものと、仕方がないで済む話と、そこはよく分けて考えていただきたい。これは、お願いである。

(理事長)

ご指摘を踏まえて、十分に分析をした上で、指摘事項については、先ほど事務局が申し上げたように、改善状況を報告したいと思う。

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(1)「令和元年8月審査分の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和元年8月審査分の審査状況を報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(2)「令和元年10月審査分の特別審査委員会取扱状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和元年10月審査分の特別審査委員会取扱状況について報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(3)「令和元年9月理事会議事録の公表」について報告する。
9月理事会議事録については、皆様方に議事内容を確認いただいた上で、議事録署名者である鳥海理事、吉田理事にご署名いただいているので、速やかに支払基金ホームページに掲載することとする。

全体を通して、質疑・意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

先ほど公益代表監事が理事会でご承認されたが、新任で65歳までということで再任の場合の規定ではないと思うのだが、就任後に何歳まで続けられるのか教えていただきたい。

(理事長)

就任段階で65歳以下ということになっていると思う。

(診療担当者代表理事)

その後、継続する分には年齢制限はないのか。

(事務局)

来年の12月の任期の際は65歳なので、65歳以下ということで再任できる。

また、支払基金の公益代表の役員の任期であるが、理事長等支障がなければ70歳までという規定を設けているところである。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

それでは、本日の理事会の議題は以上となる。

次回の11月25日に開催する理事会について、年間予定では15時開始とご連絡させていただいているが、可能であれば、理事の皆様と調整ができれば、開始時間を30分繰り上げて、14時30分とさせていただければと考えている。

具体的には、都道府県の審査委員の方々が多く参加される機会があり、審査委員長から意見交換の申入れがあったので、理事会終了後、そちらに赴きたいと考えている。お許しがいただければ、そのようにさせていただきたいと思うのだが、よろしいか。

(異議なし)

それでは、そのようにさせていただきたいと思う。

本日の理事会は、これで閉会とさせていただく。

令和元年10月28日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

診 療 担 当 者 代 表 理 事 松 本 純 一